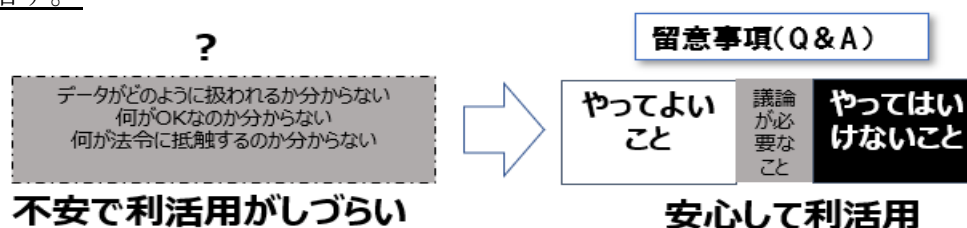


教育データの利活用にあたっての安全・安心の確保に向けた検討

1. 留意事項(Q&A集)のイメージ

- ✓ 教育データの利活用にあたって安全・安心を確保する観点から、改正個人情報保護法の施行を見据え、「個人情報等の適正な取扱いに係る政策の基本原則」(令和4年5月個人情報保護委員会)を踏まえつつ、学校(小・中・高等学校等)や教育委員会が参考とする留意事項(Q&A集)として整理を進めていき、年度内に公表する。
- ✓ その際、以下のような構成を想定。
 - (1) 令和5年度4月の令和3年度改正個人情報保護法の全面施行を踏まえた個人情報等の適正な取扱いによる個人の権利利益の保護やプライバシーの保護等の留意点について、ポイントごとに記載する。
 - (2) 学校等において、実際に課題となりそうな個人情報等の適正な取扱いやプライバシーの保護その他の論点について、Q&A方式で解説。不安で教育データの利活用がしづらい状態を解消するため、Q&Aの中で、①やってよいこと、②やってはいけないこと、③グラデーションがあり議論が必要なことの整理を目指す。



2. 本日も議論いただきたい論点

前回会議において、教育データの利活用に係る留意事項を整理するにあたり、①教育データ利活用の目的、②教育データの取扱主体について整理を行ったところ(3. 議論の前提の通り)。

今回の会議においては、下記2点についてご議論いただけないか。

・留意事項の整理にあたっての基本的考え方【論点(1)】

他分野で既に策定されているデータ利活用に関するガイドライン(資料2-1)を踏まえ、教育分野で留意事項を整理するにあたり、重視すべきはどのような観点か。

・留意事項の整理として、具体的に記載すべき論点(Qのリストアップ)【論点(2)】

留意事項の整理にあたっては、不安で教育データの利活用がしづらい状態を解消することが必要。具体的に記載すべき論点にはどのようなものがあるか(前回の続き)。

3. 議論の前提

(教育データの種類)

- ✓ 教育データは、概ね、①行政系データ、②校務系データ、③学習系データに区分される。これら区分を前提とした上で議論を進めていくことが必要。

① 行政系データ (統計・調査)	② 校務系データ (指導要録・健康診断票等)	③ 学習系データ (スタディ・ログ等)
<p>○国や自治体が統計・調査などにより収集・蓄積しているデータ</p> <p>○行政職員・教職員が入力</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒数・教員数等の基礎情報 ・端末整備の状況 ・学力・学習状況調査や体力調査の結果等 	<p>○学校運営に必要な児童生徒の学籍情報等のデータ</p> <p>○教職員が入力・利活用 (校務支援システムなど)</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学籍情報(学年・組・番号等) ・出欠情報 ・成績情報(評定等) ・健康診断情報(身長・体重・視力等) ・進路指導情報(進学先等) 	<p>○ワークシートや学習ドリル、アンケートなどの学習に関するデータ</p> <p>○児童生徒・教職員が活用 (端末・デジタル教材等)</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・端末の利用ログ ・学習の記録(確認テスト結果等) ・アンケートの回答結果 ・活動の記録(動画・写真等)

(学校と学校設置者の関係等)

- ✓ 学校は、学校設置者が、学校を運営することとされており、学校設置者は、学校教育法第5条において、「その設置する学校を管理し、・・その学校の経費を負担する」と定められている。
- ✓ とりわけ、公立の義務教育段階の学校については、県費負担教職員制度により、市区町村立学校に従事する教職員の任命権者は都道府県となるため、これらの仕組みを理解した上で、それぞれの機関における情報の取得・利活用について考える必要がある。
- ✓ 学校と学校設置者の関係等に留意するとともに、学校設置者の設置区分(国立・公立・私立)により、適用される個人情報保護法の規定に差異があると考えられるため、整理を進めることが必要である。

【参考】

学校教育法 第5条

学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定のある場合を除いては、その学校の経費を負担する。

個人情報保護に関する法律についてのQ & A（行政機関等編）

Q 2-1-2

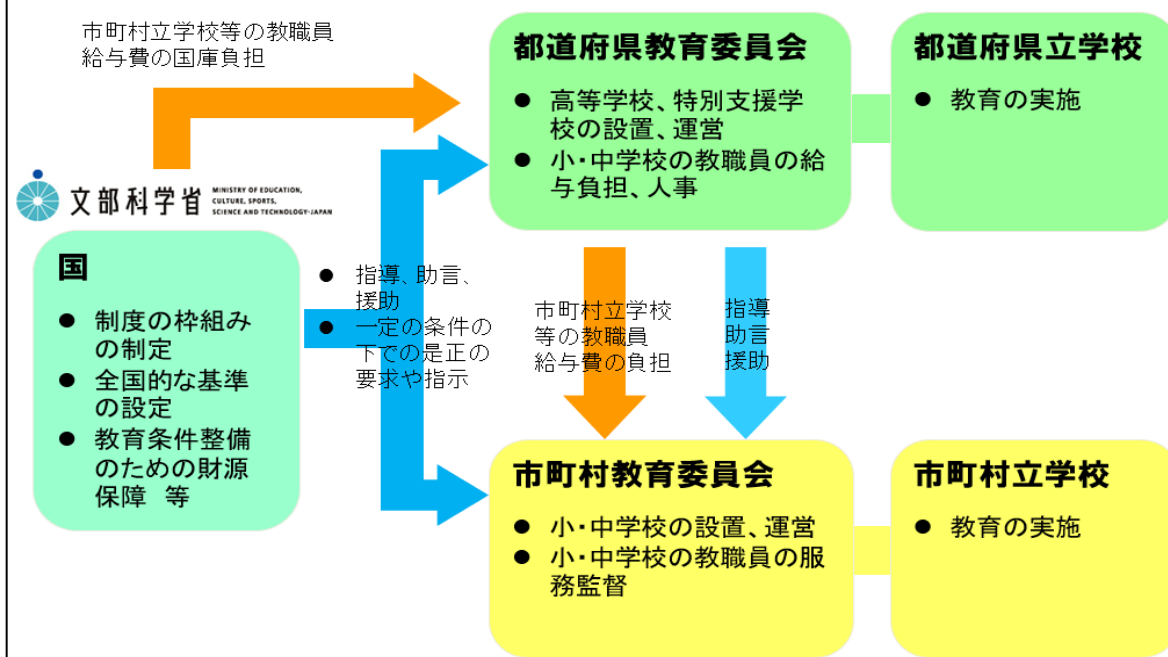
教育委員会が所管する公立学校については、各学校が法第2条第11項第2号（※）の「地方公共団体の機関」に当たるのか。

A 2-1-2

教育委員会が所管する公立学校については、個々の学校自体が法第2条第11項第2号の「地方公共団体の機関」に該当するものではなく、当該学校を所管する教育委員会が、法第2条第11項第2号の「地方公共団体の機関」に該当します。（令和4年4月追加）

（※）令和3年改正法第51条施行後の個人情報保護に関する法律

教育行政における国・都道府県・市町村の役割分担



(教育データの利活用の目的)

- ✓ 教育データを利活用する目的は、「一人一人の児童生徒の状況を多面的に確認し、学習指導・生徒指導・学級経営・学校運営など教育活動の各場面において、一人一人の力を最大限引き出すためのきめ細かい支援を可能とすること」である。（本有識者会議「論点整理」より）
- ✓ この目的を達成する際に、児童生徒等の学習者（保護者を含む）が直接的に有益となる場合の他に、例えば、教員の授業改善、クラス編成などの学校運営、教職員間

の情報共有促進による業務の効率化、学校設置者による学校相互間の情報共有等のように学習者に間接的に有益となる場合もあり得ると考えるべきである。

- ✓ 一方、個人情報保護法においても個人情報を取り扱うにあたっては目的をできる限り特定しなければならないとされているように、法規範の遵守及び安全・安心の観点からは、教育データ利活用の目的はできる限り具体的に特定していく必要がある。
- ✓ また、教育データ利活用の目的に沿えばどのようなデータ利活用も許容されるわけではなく、個人情報保護法の規定のほか、他の要請との調整が必要な部分があるのではないか。(例えば、行動の細部まで把握されるような教育環境に児童生徒が置かれるとすれば自由の制約になる可能性もあるなど、「データ活用における有益性」と「プライバシー上の課題」のバランスを取るなどが考えられる。)

(教育データの取扱主体)

- ✓ 教育データの利活用主体については、児童生徒等の学習者自身だけでなく、保護者、教職員、学校、学校設置者、行政機関、大学等の研究機関などが考えられる。
- ✓ その際、利活用主体ごとに活用できることや、個人情報等の場合について適用される個人情報保護法の規定に、差異があると考えられる。

【参考】

個人情報の保護に関する法律（令和 3 年改正法第 51 条施行後）

（個人情報の保有の制限等）

第 61 条 行政機関等は、個人情報を保有するに当たっては、法令の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

教育データの利活用の原則（「教育データの利活用に係る論点整理（中間まとめ）」）

（1）教育・学習は技術に優先する。

- 教育データを利活用する目的は、これらのデータをもとに、一人一人の児童生徒の状況を多面的に確認し、学習指導・生徒指導・学級経営・学校運営など教育活動の各場面において、一人一人の力を最大限引き出すためのきめ細かい支援を可能とすることである。
- データの利活用等はこのための手段であり、技術やデータを利活用すること自体が目的化しないようにする必要がある。
- 教育データを利活用する主体は、児童生徒（学習者）、保護者、教職員、学校、学校設置者、行政機関、大学等の研究機関などであるが、「学習者」（保護者を含む）が受益者となるよう、各主体が取り組んでいく必要がある。

4. 論点（1）：基本的考え方

他分野の個人情報保護やプライバシーの確保等に関するガイドラインを概観すると、資料 2-1 の通りであった。

教育分野のデータ利活用に関する留意事項の整理にあたっては、教育分野の性質を踏まえ、以下のように考えてはどうか。

✓ 対象とする主体について

教育分野には、上述のように様々な利活用主体がいる中、教育現場におけるデータ利活用の不安感を解消する観点からは、まずは学校の教職員や学校設置者の担当者をはじめとする、データを一次利用する主体を主たる対象として検討を進めていくことが適当ではないか。

また、学校設置者にも、公立学校を設置・管理する教育委員会のみならず、私立学校を設置する学校法人、附属学校を設置する国立大学法人等がある中、令和5年度4月の令和3年度改正個人情報保護法の全面施行を見据え、公立学校やそれを設置する教育委員会を主たる対象としながらも、国立・公立・私立の個人情報保護法上における取扱いの違いに留意しつつ、同時並行で検討を進めることが必要ではないか。

✓ 策定にあたり重視すべき観点について

GIGA スクール構想により1人1台端末の整備・活用が進む中で、教育データの利活用について心配の声が挙がっている中、留意事項の整理は、教育現場においてデータを安全・安心に利活用するために整理するものである。

- 他分野のガイドライン等において、①個人情報保護法の解説を重視しているものと②データ利活用上の課題を重視しているものがあるが、教育分野における留意事項の整理は、個人情報保護やプライバシーの確保等に関する多様な論点があるため、①②双方を重視すべきではないか。
- 他分野のガイドライン等では、読み手が枠組みをより明確に理解できるように、「～なければならない」、「望ましい」などを区別して記載している。教育分野においても、分かりやすさの観点から、このような記載は参考にすべきではないか。
- 多くの学校の教職員や学校設置者の担当者などが不安に思っている点を解消するために、Q&A集の中で特に重点をおいて記載すべき論点（ex.同意が必要な場面やデータの保存・管理、プライバシーの確保において課題になりそうな場面）にはどのようなものがあるか。

5. 論点（2）：留意事項の整理に記載すべき事項

これまでの会議で挙げられた論点は以下の通り。今後、これらを「Q&A」としてまとめていく作業を進めたいが、追加や深堀すべき論点として、どのようなものがあるか。（Qのリストアップ）

【利用目的の範囲】

- ✓ 「公教育」という公的な目的の範囲でどこまでデータ利活用が可能か。

【設置区分による違い】

- ✓ 国立、公立、私立では、個人情報の取扱いに適用される規定にどのように違いがあるのか。

【本人同意手続き】

- ✓ 本人同意が必要な場合の線引きや、具体的なプロセス等はどのようにすれば良いか。

【サービス提供事業者との契約】

- ✓ 複数の学校設置者の情報を取り扱う場合、複数のサービスの情報を取り扱う場合、複数の学校設置者が1つのサービスを利用する場合等に、どのような対応（契約等）が必要となるのか。

【データの保存・管理】

- ✓ セキュリティの確保等、データは安全に管理されているのか。
- ✓ 教育現場において要配慮個人情報を取扱う際には、どのようなことに留意すべきなのか。
- ✓ センシングデータなど、技術の進展により新たに発生するデータについて、どのように取扱うべきか。
- ✓ 在学時のデータは、卒業後もずっと残ってしまうのか。

【データのコントロール】

- ✓ 子供の教育データが、見ず知らずのうちに勝手に利活用されることがあるのではないか。
- ✓ 例えば就職や入試などの場面において、本人に不利益になる形で、データが流通・利用されてしまうのではないか。

【データ分析結果の取扱い】

- ✓ データの分析結果は、どのように取り扱っていくべきか。

【二次利用の際の手続き】

- ✓ 地方自治体が、データの二次利用を行いたい場合、匿名加工の提案募集手続の方法、データの管理方法等はどうにするべきか。

【データ提供の具体的な場面と留意点】

- ✓ 成績分析・校務情報・健康診断の実施・SC や部活動コーチ等への情報提供等、業務委託により個人情報を提供するケースにおいて、留意すべき点は何か。
- ✓ 設置者が異なる教育機関間で個人情報を提供するケースにおいて、留意すべき点は何か。
- ✓ 子供本人と利益が相反する可能性がある場面もある中、保護者へ個人情報の提供をどのように行うべきか。
- ✓ アンケート結果等、個人情報の保管期限をどのように設定したら良いか。

参考（前回までの議論）

（留意事項の整理にあたっての方向性）

- ✓ 教育分野における個人情報保護等のルール、ポリシーをガイドライン等の形で学校現場に示して、学校や教育委員会が安心・安全にデータ利活用に取り組めるようにすべき。
- ✓ 留意事項の整理は、あくまで教育データの利活用をしっかりと行って、教育の質を向上させるためのもの。教育データの利活用について安全・安心を確保した上で健全な活用ができるガイド・Q&Aのようなものをつくることが目的。
- ✓ Q&Aを作る過程では、様々な関係者にヒアリングして、プライバシーの配慮等も含めて検討して、不安で利活用がしづらい状態を解消することが必要。また、Q&Aの中で、①やってよいこと、②やってはいけないこと、③グラデーションがあり議論が必要なことのように峻別していくことが必要ではないか。
- ✓ 学校が持つ、本人が未成年であって、（義務教育段階の場合は）国民全員が対象であるという性質を踏まえるべき。
- ✓ 令和5年春に地方自治体においても改正個人情報保護法が全面施行されるが、「行政機関等」としての国立、公立、私立では、それぞれ個人情報の扱いが違うことに留意すべき。
- ✓ AIカメラでの授業記録等、先端技術を活用した教育データの利活用については、マイナスのイメージを持たれるケースがあるが、教育の質の向上に向けた可能性も大きい。過度な規制によって本来学習者等にとって有益であるはずのデータ利活用までもが阻害されるということがないよう、データ活用を前提に、ルールや留意点等が作られることが望ましいのではないか。
- ✓ 一方、行動の細部まで把握され、逐一監視されるような教育環境に児童生徒が置かれるとすれば自由の制約になる可能性もあり、バランスを取るべき。
- ✓ これまでの学校でのデータの取り扱いと連続性のあるルール等の作成が必要。
- ✓ 例えば医療データなどは、医師と患者、病院におけるデータの取扱いなど、教育分野との類似点も見られるところ、他分野の状況を参考にしてはどうか。また、EUのGDPR等、国外における動向も参考にすべき。

（検討の範囲について）

- ✓ 教育データが役に立つこと自体は間違いないのだから、どこまでであれば教育目的と言えるのか、特に公教育データの一次利用部分について、線引きをなるべく明確にすべき。
- ✓ 公教育データの一次利用と二次利用の切り分けを議論していくことが必要。

- ✓ 一次利用については、学習者個人に紐づいたデータを扱うという点で、特に議論が必要。また、二次利用についても、匿名加工の方法、データの管理方法、利用手続き等についてルールを定める必要がある。
- ✓ 個人活用データの安心・安全な管理・活用が、議論の中で抜けており、視野に入れるべき。

(ユースケースとの関係について)

- ✓ ユースケースごとに目的や関わる関係者等も異なってくるため、この議論はユースケースに基づいて行うということが不可欠。
- ✓ 教育データの利活用について、学校・教員委員会が参照できる全国的な基準をつけたほうが良い一方で、ユースケースごとに個別具体的に検討することも必要であるため、その双方のバランスを取ることが重要。
- ✓ 教育データの利活用の 5 番目の原則である「スモールスタート・逐次改善」が非常に重要。ユースケースの整理はルールをつくる上で重要。
- ✓ 一方、教育現場の創意工夫に基づく多様なデータ活用方法を阻害しないようなルール作りが必要。
- ✓ 教育データのユースケースとして、プッシュ型支援等だけではなく、学習におけるフィードバックの改善や、新たな知見の創出など幅広いものがあるため、矮小化せずに議論すべき。
- ✓ ユースケースの検討にあたっては、最終的な活用場面に加え、収集・整理といった途中のプロセスや手順と併せて検討すべきではないか。また、こうしたプロセスを踏まえた上で、これまでの学校でのデータの取扱いと連続性のあるルール作りが必要ではないか。
- ✓ ユースケースについては、あくまで現状想定される範囲での整理であり、将来の変化を見据えて、定期的にルールを見直す機会をあらかじめ設定するなどの工夫が必要ではないか（例えば、個人情報保護法の見直しに合わせて3年毎、など）。また、定期的にルールを見直すための組織が必要ではないか。

(利用目的について)

- ✓ 「公教育」という公的な目的の範囲でどこまでデータ利活用が可能か、という観点での整理が必要。
- ✓ 教育データ利活用は、あくまで「学習者にとって有益である」ことが重要という軸を前提に、利用目的の範囲等の議論をすべき。
- ✓ 一方、データは児童生徒の評価のためだけに使われているのではなく、教師自身の省察や授業改善に使われる面もあるし、クラス編成など学校運営上活用される場合も多い。

- ✓ 学習者及び保護者が理解できる形で明確にデータの利用目的を示すべき。本人同意が必要な場合の線引きや具体的なプロセス等についても示していくことが必要。
- ✓ データ活用の技術も日進月歩の中、他分野では広告利用などに使われることもある。利用目的の範囲についても、諸外国の仕組みも参考に、丁寧に整理していくことが必要。
- ✓ データの分析についても、分析の結果は誰に帰属するのか、誰が管理するのかを明確にした上で利活用していくことが必要

(データの管理について)

- ✓ 個人情報を取扱う学校・教育委員会や事業者、委託先がどのような業務をするために、どのような情報を管理するのか明確にする必要がある。
- ✓ データの管理運用は、学習者本人にとって不利益となる利用等を防ぐため、分散管理を基本とすべき。
- ✓ 契約やデータの取扱いに関し、複数の主体（複数の学校設置者、複数のサービス提供者等）が存在する場合は、ユースケースごとの整理が必要。

(教員を対象としたアンケート結果より)

- ✓ 個人情報保護に関する法律や教育情報セキュリティポリシーの内容について、85%以上の教員が「ほとんど知らない」「あまり知らない」と回答している。
- ✓ 学校にある個人情報の中で、身体・健康に関する情報や生活に関する情報は、扱う際に気をつけなければならないと認識されている。
- ✓ ICT活用における不安として、「情報漏洩などのセキュリティ面の不安」「使いこなす自信がないこと」「詳しい教員・担当の教員任せになること」などが挙げられている。個人情報を扱う場合に、ルールやセキュリティに関する知識が不足しているために、旧来の経験に基づいた助言をそのまま受け入れたり、事業者に丸投げしたりすることにより、過剰な対応や不必要な対策を講じることもあり得る。
- ✓ 学校現場ではこれから、①デジタルデータの活用に伴い、取扱う情報が増加すること、②その情報を管理・運用することが必要になること、③その情報の活用場面が増加することが予想される。教員もそうした高度化に対応していく必要があるが、日々の準備に追われ、学習する機会がとれない状況。

(事業者から見た時の、教育データの取扱い)

- ✓ 事業者から見た時に、①情報の取り扱い・契約に関する整理（事業者が個人情報を含む教育データ取り扱う際、学校現場や児童生徒の権利を阻害しないような対応が必要となるのか、具体的な整理が必要）と、②システムとして対策が必要なこと（安心・安全にデータが活用でき、教職員の負荷を減らす環境の整備が必要）の2点が課題。

- ✓ 情報の取り扱い・契約に関して、情報の受け渡しは「委託」で行うことが大半な中で、複数の学校設置者の情報をどのように取り扱うのか、複数のサービスの情報をどのように取り扱うのか、複数の学校設置者が1つのサービスを利用する場合どのような契約が必要なのか等、ユースケースに基づいた整理が必要。
- ✓ また、「学校教育の充実」などの目的の範囲で、どこまでデータ活用が可能なのかなど、多様な学校向けサービスが展開される中で、事前に一定のガイドが求められている。
- ✓ システム面について、一般的に情報漏えいの80%以上はパスワードが要因で発生していること、児童生徒のパスワードに、予測可能なものが用いられている／変更権限が本人にないケースが散見されており、サービス提供事業者の不正アクセス対策のみでは、対応が困難な場合も多い。
- ✓ 教職員の負担増となる人的運用による対策ではなく、パスワードレス認証の導入などシステムにより、現状より運用負荷が下がりつつ、セキュリティ強度が高まる仕組みの導入が必要。事故発生の事後対応ではなく事前対策が重要。

(教育データの利活用について、学校現場で課題となる場面)

- ✓ ①業務委託により個人情報を提供する場合(成績分析・校務情報・健康診断の実施・SCや部活動コーチ等への情報提供等)、②設置者が異なる教育機関間で個人情報を提供する場合、③保護者へ個人情報を提供する場合(子供本人と利益が相反する可能性がある場面もある)、④個人情報の保管期限(アンケート結果等)などの場面で、課題となるケースが多い。

(アンケート結果を踏まえた国や教育委員会で必要な取組)

- ✓ 学校教育の情報化の進展により、学校教育で扱う情報量の急激な増加が見込まれる。短・中・長期のビジョンを大きく示すとともに、教員・職員の業務の範囲の整理と、取り扱うデータの範囲やセキュリティの確保等について、整理していくことが必要。
- ✓ 管理・運用のためのシステムや通信技術の高度化への対応、不安・不足の解消やトラブルの未然防止の観点から、教員の研修機会やフォローアップを図ることが必要。さらに、教育委員会や担当者が疲弊しないために、広域でお互いを支える仕組みの構築を促す具体的な枠組みや支援策が必要。

(その他)

- ✓ 教育データの利活用にあたる個人情報の取扱いについて、例えば行政解釈をどちらが行うのか等、文部科学省と個人情報保護委員会の役割分担を整理しておくことも必要。

【参考：第9回資料（教育データの利活用にあたっての安全・安心の確保に向けた検討の方向性（案））より抜粋】

【留意事項の整理に向けて】

- 例えば以下のような観点を含んだ内容について、学校や教育委員会が参考とする留意事項として整理したらどうか。

1. 留意事項の整理イメージ

- ✓ 教育データ利活用推進の観点から、教育データ利活用にあたって留意すべき点を記載する。
- ✓ 令和5年度春頃に施行予定の改正個人情報保護法を見据えた学校教育分野における個人情報保護法に関連する留意点を中心に記載することを想定するが、例えば、進学や就職の際に本人が不利益を被らないようにするための教育データの利活用の在り方など、一部、個人情報保護法の範疇を超えた課題についても対象とすることを視野に入れる。
- ✓ 改正個人情報保護法の施行を見据えて検討する留意事項の整理は、一度で完成とするのではなく、新たな論点が生じることを想定して、定期的に更新していくものとする。

2. 対象とする学校段階

- ✓ GIGAスクール構想等、近年の初等中等教育機関において、急速に情報化（ICT化）が進展している状況を踏まえ、当面は初等中等教育段階を対象とする。

3. 対象とする論点

- ✓ 前回資料（次ページ参照）に記載された論点等、教育のデジタル化に伴い生じる論点を中心としたものとする。
- ✓ 学校等における情報を福祉部局や保健部局と連携させるといった、同一地方公共団体内の複数分野の情報連携の際の個人情報等の取扱いについては、個人情報保護委員会、デジタル庁その他関係機関と連携しながら検討を行う必要があるため、本検討の対象とはしない。

4. 留意事項の整理の構成イメージ

- ✓ 令和5年度春頃の令和3年度改正個人情報保護法の施行を見据えた、個人情報やプライバシーの保護等の留意点について、ポイントごとに記載する。
- ✓ 学校等において、実際に課題となりそうな個人情報やプライバシーの保護その他の論点について、Q&A方式で解説する。

以上

【参考：第8回資料（教育データの利活用にあたっての安全・安心の確保に向けた論点）】

- デジタルデータの活用により、データの複製等が容易になっていく中、「教育データの安全・安心の確保」は不可欠な要素。

※「教育データ」とは、①児童生徒（学習者）に関するデータ、②教師の指導・支援等に関するデータ、③学校・学校設置者（地方自治体等）に関するデータを指し、定量的データだけでなく、定性的データも対象とする（「教育データの利活用に係る論点整理（中間まとめ）」より）。

なお、個人等を特定できない情報も含む。

【参考】教育データの利活用の原則（「教育データの利活用に係る論点整理（中間まとめ）」より）

- (1) 教育・学習は技術に優先する。
- (2) 最新・汎用的な技術の活用
- (3) 持続可能性の確保（働き方改革への寄与等）

（4）教育データの安全・安心の確保

- 児童生徒は基本的に未成年者であることも踏まえ、「教育データ利活用」と「安全・安心」の両立が実現されるよう、プライバシーの保護等を万全としつつ、安全・安心に利活用が図られる仕組みやルールとする必要がある。
- 個人のデータの流通・利用は、本人の理解や納得の上で行われる必要があり、本人の望まない形で行われることによって、個人が不利益を受けることのないようにする必要がある。

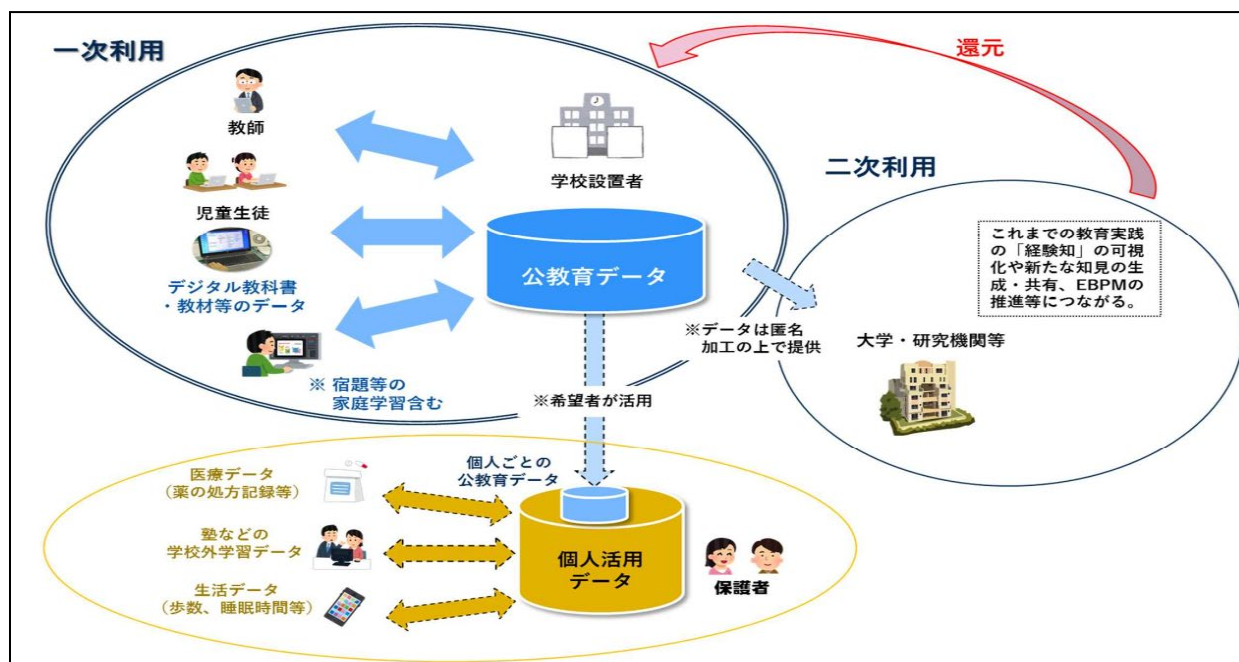
(5) スモールスタート・逐次改善

- 一方、教育データの利活用に当たって、以下のような心配の声も上がっている。今後、公教育データを安全・安心に利活用するために不可欠な、整理すべき留意事項としてどのようなものが考えられるか。

- ✓ そもそも何のために教育データを利活用しようとしているのか。
- ✓ セキュリティの確保等、データは安全に管理されているのか。
- ✓ 在学時のデータは、卒業後もずっと残ってしまうのか。
- ✓ 子供の教育データが、見ず知らずのうちに勝手に利活用されることがあるのではないかな。
- ✓ 様々な場面（例：就職や入試など）において、本人の望まない形で、データが流通・利用されてしまうのではないかな。

など

- 安全・安心の確保に向けた留意事項の整理等にあたっては、多岐にわたる複雑な論点があるため、「公教育データの一次利用」、「公教育データの二次利用」、「個人活用データ」の3つの場面から、想定される個人情報やプライバシーの保護その他に係る論点を整理していくことが必要ではないか。



- 今後、様々な場面ごとの具体的な論点の洗い出しを行い、検討を深めるべき点について精査し、議論を深めていくことが必要。

以上